

臨時福祉給付金（経済対策分）の受取には申請が必要です

■問合せ 下記参照



消費税率の引上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます。

※平成28年1月1日時点で市内に住民票があり、平成28年度分の市民税が課税されていない方

ただし、課税されている方の扶養親族等（税申告上の配偶者・扶養親族・専従者）生活保護の受給者である方は除きます。

◇対象となる方への案内
「臨時福祉給付金（経済対策分）のお知らせ」又は「市民税に係る非課税該当のお知らせ」とともに申請書を送付します。また、お知らせが届かなかつた場合でも、要件を満たす方は対象となりますので、下記へお問い合わせください。

■支給額
1人につき1万5000円

■申請期間
3月22日（水）～6月22日（木）

■申請先
◇市民総合センター1階 給付金受付窓口
◇各行政局住民福祉課
◇郵送による申請書の送付先 〒646-0028 高雄一丁目23-1

市民総合センター1階 給付金受付窓口

■提出書類
◇申請書（「お知らせ」に同封しています。）
◇本人確認書類の写し（運転免許証・保険証・旅券等いずれか）
※平成28年度臨時福祉給付金（3000円）を申請済みの方は、不要です。

◇振込先金融機関・口座が確認できる書類（通帳・キャッシュカード）の写し
※平成28年度臨時福祉給付金（3000円）と同じ口座を指定する場合は、不要です。

■受取方法
指定口座への振込み

■注意点
申請期間等は、各市区町村により異なります。田辺市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村にお問い合わせいただくか、ホームページ等で確認するようにしてください。

■お問い合わせ先
◇福祉課 臨時福祉給付金担当（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900
◇給付金受付窓口（市民総合センター1階）
☎0739（33）7492

4月から新たに 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります

■問合せ やすらぎ対策課 高齢福祉係（☎0739-26-4910）



平成27年4月の介護保険法の改正により、介護予防事業を見直し、現在、国の制度として実施している「介護予防給付」のうち、「訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」を市町村事業に移行し、平成29年4月から新たに『介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）』が始まります。



総合事業とは

総合事業は、これまでの全国一律の基準による支援を、自治体がそれぞれの地域実情に合わせた形に見直すものです。まず高齢化が進み、生活支援サービスの必要な方が増加している一方で、介護職員の不足が予想されています。このような状況に対応するため、元気な高齢者や地域のボランティアの皆さん、介護保険事業者等が力を合わせて、支援が必要な高齢者の在宅生活を支えるとともに、介護予防の充実や、健康寿命を伸ばすための事業を実施するものです。

総合事業の開始によって変わる

介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスは、全国一律のサービスから市町村がルールを決めるサービスへ変わることになります。市のサービスとなっても、引き続き同じサービス（現行相当サービス）を利用できますが、利用料は月額から日額単価に変わることになります。

現在、ご利用中の方は、平成29年4月以降、要支援認定更新の際に、順次、総合事業へ移行することになります。移行までは、現行のサービスを利用できます。移行後、訪問介護や通所介護を継続して利用する場合は、総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用することになります。

また、総合事業の開始により、総合事業の対象者でサービスが必要と認められた方については、要支援認定なしに総合事業のご利用が可能となります。市では、今後、団塊の世代が75歳となる平成37年（2025年）に向け、総合事業の充実に取り組めます。

南方熊楠翁生誕 150 周年記念 特別企画展「南方熊楠と神秘主義」を開催します

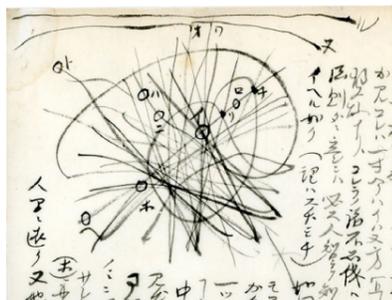
■問合せ 南方熊楠顕彰館（☎0739-26-9909）



▶土宜法龍宛の書簡（第二マンダラ）



▶土宜法龍宛の書簡（南方マンダラ）



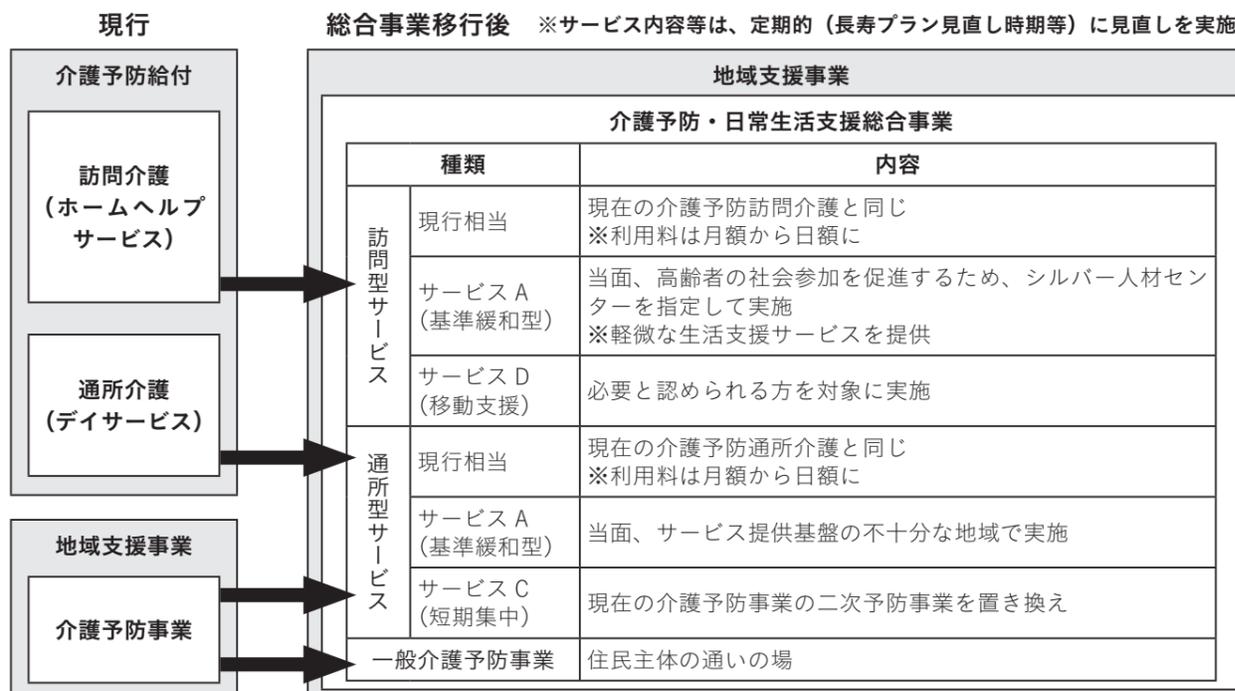
☎3月18日（土）～5月7日（日）10時～16時30分（最終入館）

■南方熊楠顕彰館「学習室」
☎南方熊楠はロンドンでの海外遊学中に近代科学へと傾倒していきましたが、帰国してからは、自分自身が那智の原生林で心霊現象を何度も体験する等、神秘的な現象に対して強い関心を

持ち、生涯にわたってその研究を続けました。

今回は「神秘主義」をテーマに、熊楠の思想について心霊現象やオカルティズム（神秘的な現象・超自然的出来事）等、今まであまり取り上げられてこなかった新しい視点から紹介します。期間中、講演会（シンポジウム）を予定しています。

▶那智の原生林



※要支援認定者は訪問介護等の介護予防サービスは、これまでどおりご利用いただけます。
※要介護認定者はこれまでと変わりありません。



国民健康保険の異動手続及び各種保険税（料）の特別徴収について

■問合せ 下記参照

国民健康保険の異動手続について

退職等により会社の健康保険を脱退したときや、国保に加入の方が就職等で会社の健康保険に加入したとき、また、就学のため一時的に住民票を他の市町村に移すときは、14日以内に国保の届出が必要です。

■加入の届出が遅れると
保険税を遡って納めることになりません。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

■脱退の届出が遅れると
脱退の届出が遅れ、国保の保険証を使ってしまった場合は、国保で負担した医療費を後で返納していただくこととなります。

■学保険証について
修学のため親元から離れている学生には、住民票が市になくても、田辺市国保の被保険者として学保険証が交付できます。

①新規に学保険証が必要な場合
新規に修学した方又は修学中の方が、住民票を他の市町村に移すため学保険証が必要な場合には、学校の名称と所在地が確認できる書類（在学証明書等）、保険証及びマイナンバー

カード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

②学保険証の有効期限の延長が必要な場合
進学等で修学年限が延長になり、学保険証の有効期限の延長が必要となる場合には、期限延長となることを証明できる書類、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

③修学年限が3月末で終了となり、住民票が市にない場合
学保険証は、有効期限の3月末を過ぎると、国保の資格を喪失します。

・有効期限後に市内に住民票を移さず、社会保険や共済組合等の他の健康保険に加入しない場合には、住所地の国保に加入する手続が必要となります。

・学保険証の有効期限内に他の健康保険に加入した場合には、国保の資格喪失手続が必要となりますので、新たな保険証、学保険証及びマイナンバーカード又は通知カードと本人確認書類をお持ちください。

・卒業後、市内に住民票を戻して国保に加入する場合には、転入届の際に、学保険証をお持ちください。

国保課庶務係
0739(26)9924

国民健康保険の異動手続について

0739(26)9965

特別徴収の対象となる方で、特別徴収ではなく、口座振替による納付を希望される方

■次の要領で①「納付方法変更申出書」及び②「口座振替依頼書」を提出してください。

| 提出書類 | 提出先 |
|------------|--|
| ①納付方法変更申出書 | 保険課保険税係（本庁舎2階）又は各行政局住民福祉課 ・国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では申請書が異なります。 |
| ②口座振替依頼書 | 口座振替を依頼する（お手持ちの口座がある）金融機関 ・申込みの際には、口座の預貯金通帳及び印鑑をお持ちください。 ・金融機関届出印照合のため、市役所窓口では受付できません。 ・振替依頼書は、納税（付）義務者1名につき1枚ずつ提出してください。 |

■提出の時期により、年金からの天引き中止月が変わります。

| 提出時期 | 年金からの天引き中止月 | 口座振替の開始月※ |
|-------|------------------|---------------|
| 3月末まで | →→→ 6月（4月分まで天引き） | →→→ 7月（第1期）から |
| 5月末まで | →→→ 8月（6月分まで天引き） | →→→ 7月（第1期）から |

※年間の保険税（料）額から天引きされた額を差し引いた額を、7月～翌年3月の9回に振り分けます。

特別徴収の対象となる方で、特別徴収による納付を希望される方

■納付方法の変更手続は不要です。

■注意事項
◇どちらの納付方法を選択されてもお支払いいただく国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の総額は変わりません。
◇国民健康保険税の納付方法について、特別徴収の対象世帯であっても既に口座振替で納付いただいている世帯については、口座振替による納付方法を優先しています。

4月から、平成29年度の保険税（料）を年金から天引きする特別徴収（仮徴収）が始まります。なお、納税（付）義務者が平成29年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされる場合があります。その場合は、後日還付（返金）します。

■特別徴収について
保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」と言います。

◇仮徴収
年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は、前年度の保険税（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引きします。

◇本徴収
7月に年間保険税（料）額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）について
4月から、平成29年度の保険税（料）を年金から天引きする特別徴収（仮徴収）が始まります。なお、納税（付）義務者が平成29年4月1日以前に資格を喪失した場合でも、事務の都合により4月支給の年金から天引きされる場合があります。その場合は、後日還付（返金）します。

■特別徴収について
保険税（料）を年金からの天引きにより納付いただく方法で、年6回の年金定期支払時に実施されます。そのうち、4・6・8月の3回を「仮徴収」、10・12・翌年2月の3回を「本徴収」と言います。

◇仮徴収
年間保険税（料）額は前年中の所得状況等が確定次第、7月以降に決定します。したがって4・6・8月は、前年度の保険税（料）を基に計算した暫定の保険税（料）額を年金から天引きします。

◇本徴収
7月に年間保険税（料）額が決定された後、仮徴収額を差し引いた額を10・12・翌年2月の3回に振り分けて年金から天引きします。

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収（仮徴収）について
2月に特別徴収された方
仮徴収額は、昨年7月に「特別徴収通知書」又は「納税（付）通知書」でお知らせしたとおり、平成29年2月に特別徴収された額と同額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇転入、年齢到達及び年金支給開始等により新たに特別徴収の要件に該当された方
仮徴収額は、前年度の年間保険税（料）額を基に算定されます。その額を4・6・8月の年金から天引きします。

◇平成29年度特別徴収（仮徴収）開始通知書の送付について
4月から新たに特別徴収（仮徴収）の対象となる方について通知します。なお、2月に特別徴収され、継続して特別徴収となる方には送付しません。

■介護保険料の特別徴収（仮徴収）について
対象となる方には、「特別徴収（仮徴収）開始通知書」を送りますのでご確認ください。

◇2月に特別徴収された方
平成29年4月は、平成29年2月と同額を年金から天引きします。平成29年6・8月は、暫定の年間保険料額（※）から、4